

議 事 録

| | | |
|-------------------|---|--|
| 会議の名称 | 令和5年度第1回国民健康保険運営協議会 | |
| 開催日時 | 令和5年7月19日(水) 午後2時00分 開会 ・ 午後4時15分 閉会 | |
| 開催場所 | 川越市役所 7階 第1・5委員会室 | |
| 議長(委員長・会長)氏名 | 会 長 小ノ澤 哲也 | |
| 出席者(委員)氏名 (人数) | 副会長 市村 博子 委 員 森田 正治 委 員 大野 政己 委 員 元山 猛 委 員 池袋 賢一 委 員 天野 勉 委 員 倉嶋 真史 委 員 嶋田 弘二 委 員 関井 明 | 委 員 須永 定雄 委 員 宇津木 二郎 委 員 大野 嘉博 委 員 増田 俊和 委 員 中野 文夫 委 員 川口 知子 委 員 小島 洋一 委 員 柴田 潤一郎 |
| | | 17人 |
| 欠席者(委員)氏名 (人数) | 委 員 島崎 賢一 委 員 田中 昇 | 委 員 齊藤 正身 |
| | | 3人 |
| 傍聴者 | 1人 | |
| 議事録署名人 | 委 員 宇津木 二郎 委 員 小島 洋一 | |
| 事務局職員氏名 | 保健医療部部長 財政部参事兼収税課長 収税課副課長 国民健康保険課長 国民健康保険課副参事 国民健康保険課副課長 国民健康保険課副主幹 国民健康保険課副主幹 国民健康保険課副主幹 | 渡邊 靖雄 荷田 晋 依田 俊一 米山 隆 佐藤 尚美 岡田 英之 内田 直樹 山畑 浩二 加藤 英也 |
| 会議次第 | 1 開 会 2 委嘱書交付 3 会長選出 4 諮 問 5 市長挨拶 6 議 題 (1) 赤字解消・削減計画について (2) 保険税について (3) その他 7 閉 会 | |

| | | |
|---------|----------|---------------------------------|
| 配 布 資 料 | 資料 1 - 1 | 川越市国民健康保険赤字解消・削減計画について |
| | 資料 1 - 2 | 赤字解消・削減計画について |
| | 資料 1 - 3 | 赤字解消・削減計画実施状況 |
| | 資料 2 - 1 | 国民健康保険税の概要について |
| | 資料 2 - 2 | 国民健康保険税税率等の改定について |
| | 資料 2 - 3 | 国民健康保険税率改定の考え方（令和 6 年度課税） |
| | 資料 2 - 4 | 川越市国民健康保険税の税率等の推移 |
| | 資料 2 - 5 | 令和 5 年度 均等割額一覧 |
| | 資料 2 - 6 | 市町村標準保険税率および川越市保険税率の推移と乖離 |
| | 資料 3 | 令和 5 年度川越市国民健康保険運営協議会スケジュール（予定） |
| | 参考 | 埼玉県国民健康保険運営方針（第 2 期） |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 事務局 | <p>1 開 会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議資料の確認 ○保健医療部長から挨拶 ○担当職員紹介 |
| 副会長 | <p>2 委嘱書交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小ノ澤哲也、川口知子、倉嶋真史、小島洋一、嶋田弘二 <p>3 会長選出</p> <p>会長は、国民健康保険法施行令第 5 条及び川越市国民健康保険に関する規則第 3 条の規定により、公益を代表する委員のうちから選挙することになっております。</p> <p>選挙は、公益を代表する委員で協議し、指名推薦をしていただくということで、いかがですか。</p> <p>～異議なし～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公益を代表する委員が別室協議 <p>～再開～</p> <p>御協議いただきました指名推薦について、御発言をお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>市議会の各常任委員長、市議会議長も務められていました小ノ澤哲也委員を会長に推薦します。</p> |
| 副会長 | <p>川口委員より小ノ澤委員を本会会長に推薦する旨の発言がありましたが、小ノ澤委員を会長に選出することに、御異議はございませんか。</p> <p>～異議なし～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小ノ澤会長就任の挨拶 |
| 事務局 | <p>4 諮 問</p> <p>それでは、市長から、当協議会に対しまして、川越市赤字解消・削</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 市長 | <p>減計画の改定並びに国民健康保険税の賦課限度額及び税率等の改定につきまして、諮問がございます。</p> <p>○諮問（別紙諮問書のとおり）</p> <p>○挨拶</p> |
| 会長 | <p>6 議 題</p> <p>○傍聴希望者の確認（1名）</p> <p>○欠席委員報告</p> <p>○議事録署名委員指名（宇津木委員、小島委員）</p> |
| 事務局 | <p>（1）「赤字解消・削減計画について」</p> <p>○事務局から資料に基づき説明</p> <p>○質疑</p> |
| 会長 | <p>今後、答申を提出することとなると思うが、次回以降もこの議題を検討していくことでよろしいか伺います。</p> |
| 事務局 | <p>本日、方向性についてお示しさせていただき、8月、10月の運営委員会でもご協議いただき、答申案をまとめていただきたいと考えているところでございます。</p> |
| 委員 | <p>資料1-3の保険税設定ですが、令和元年度に3億、令和2年度はなく、令和3年度に3億、令和5年度にも3億の目標で合計9億の赤字解消を見込むことで、目標を作った段階では赤字が解消することでした。コロナの影響があったかとは思いますが、目標に達しなかったのはどのように見ているのかお伺いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>現在の赤字解消・削減計画の策定段階では、なにもしないと赤字額17億3千万円になってしまい、令和5年度までに11億の赤字を削減しても約6億数千万の赤字が残る見込みがあったところでございます。</p> <p>令和4年度の決算から令和5年度末の解消額を引いても約9.9億円残り、当初より、まだ約3億数千万円差がある状況でございます。コロナ禍以降、県では、医療費を大きく見込んでいることがございます。県では、令和3年度に補正予算を組んでまで医療費を大きくしており、令和5年度も医療費の予算を大きく組んでいることから、各市の医療</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 委員 | <p>分の負担が大きくなっている現状が1つございます。</p> <p>それから、県に支払う国保事業費の納付金ですが、国保の被保険者数は、毎年4%程度減少しているため、1人あたりの金額は上がっても総額では下がると見込んでいましたが、コロナの影響などにより、納付金の額が当初の想定よりも大きくなっていることがあります。その差額分は赤字になっていることなどもあると考えているところでございます。</p> <p>資料1-3の健康経営・医療費適正化、保険税設定、収納率向上それぞれ目標値に対してそれなり結果を出せていることから市が努力してきたことが言えると思いますが、それをもってしても今の状況は追いついていないと思います。</p> <p>先ほど諮問された内容ですが、令和5年度より1人あたり均等割の額が6,600円上がっています。賦課限度額もそうですが、限界を超えてしまっていると思います。</p> <p>収納率のところ、払えないという方がいらっしゃるのではと思います。これだけ毎年所得割、均等割を上げることで県では、1人あたりの均等割を約75,000円に目指しているとのことですが、家族が多ければ多いほど均等割が増えますので、大変な状況になるかと思えます。払えないという方がどのようになっているのか気になるところで、把握されていればお教えください。</p> |
| 事務局 | <p>収納率については、伸びているところです。令和4年度の見込みですが現年93.98%となっており、10年ほど前には、90%に届かない実績もありましたので収納率は上がってきたところです。一方で収納率は、課税額に対していくら入ってきたかを示すものですので、納められない方がいるのは当然承知しているところでございます。市では、所得階層の資料として、600万円を超えるような方の収納率は90%を超えているところですが、300万円未満の方につきましては、90%に届かないことも把握しているところでございます。</p> <p>市では、1人ひとりと常に向き合う形で業務にあたっているところです。国民健康保険税についても7月10日に納税通知書が発送されているところですが、納期限までに納められない経済的に苦しい方につきましては、納税者と職員が向き合って相談・折衝の中で可能な納税範囲を把握した上で、納税をしていただくことを進めているところでございます。</p> |
| 委員 | <p>実態がなかなか見えてこない中で、収納率は向上しているとのこと</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 委員 | <p>は、良い部分ではあると思いますが、これだけ厳しい状況がありますので丁寧に見ていかなくてはならないと考えます。給料の差押えや売掛金を差押えされてしまった方もいて倒産に追い込まれてしまった状況も聞いておりますので、納税相談は、もう少し丁寧にやる必要があるのかと思います。</p> <p>赤字削減のためには、最終的にいくら保険税が上がれば良いのか分からないところがあります。令和3年度に均等割を約4,000円上げた実績があったと思うが、赤字解消のための終着点が見えないところがあります。抜本的に、市によっては資産割がある4方式であったり、2方式であったり、いろいろあると思うが、川越市でできることとしてどんな方法で赤字を解消していくのか、どんなプロセスをとるのかわかりづらいです。健康経営点で、特定健診を受けましょうというところも入ってきており、基本的な部分をもう少し丁寧に説明いただければと思います。</p> |
| 事務局 | <p>保険税の改定については、議題の2つ目に細かい説明があります。</p> <p>まずは、県の目標として掲げている赤字を0にしろというの、令和8年度までに法定外の繰出金を0にしろという1つの目標があります。令和9年度からは、県が標準保険税率を示しているが、県が予算上十分な所得割と均等割を毎年示すことで、各市町村はそれに合わせるようにしろというのがあります。令和5年度の標準保険税率は県から示されており、本市との大きい差の部分が、目標として高い部分となります。その差で申し上げますと、均等割が24,624円、所得割の医療・支援金・介護分で0.08%とあまり差はないが、均等割は、大きい差がついているところです。</p> <p>本市の赤字解消・削減計画の中で健康経営・医療費適正化も重要で、皆様に特定健診を受診いただき、健康状態をチェックすることで、できるだけ健康でいただくことで、医療費の全体を抑えることに効果があると認識しているところです。</p> <p>その医療費の計算についても来年度からは県が一括で計算することとなりました。今までは、市独自で効果額を計算したもので報告していましたが、そのようにはならないことになってしまいました。全市町村として、あと3~4年の間に標準保険税率を適用しろとなっておりますので状況を鑑みながら合わせていかなければならないと考えているところでございます。</p> |
| 会長 | <p>1人あたりの均等割を24,000円引き上げるのか、限度額を引き上げ</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 事務局 | <p>るのか、所得割の税率を変えるのか、どのように赤字を解消していくのか、いろいろと試行錯誤していくとの考え方で良いのでしょうか。</p> <p>再度確認ですが、議題1について、次回の運営協議会でも検討の機会が設けられるということによろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> |
| 委員 | <p>(2)「保険税について」</p> <p>○事務局から資料に基づき説明</p> <p>○質疑</p> <p>他の市と川越市と違うところは、資料2-2にある所得割と均等割の部分で20,000円以上の差があるというところで、資料2-6でも均等割が24,624円の乖離があると理解しているが医療分、支援金分、介護分がどのように算出されるのかわからないところがあるが、説明いただけますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>資料2-2は市町村標準保険税率で県が示す理想的な所得割と均等割で、他市においてもまだこの税率にはなっていないところが多いかと思えます。川越市では、標準保険税率の比較で均等割は24,624円、所得割は0.08%の差があることを示す表となっております。</p> <p>この中で医療分が国民健康保険の加入者の医療費として課す分で埼玉県内の総額に対して各市町村に割り振った分がそれぞれいくらになるか計算することとなります。その納付金額に対して川越市はこれだけの金額が必要ですよといったものが標準保険税率となりますので、市町村ごとの差は、この計算の方法で出すと収納率差が反映されているものの、それほど差のないものと考えています。医療分は、保険者の医療費負担分です。</p> <p>支援金分は後期高齢者医療と比べると国保は若いことから後期高齢者医療への負担分があります。介護分は、国が示した納付金額を県で所得と人数で各市町村に割り振った納付金額が反映されるものとなります。後期の支援金分は国で示すものですが、2年前の決算額なども反映されることからあまり数字が安定せず、県では、国から示された額を各市町村に割り振っているものと聞いております。</p> |
| 委員 | <p>難しい内容で、基礎的な部分を理解していないと分かりづらいかと思えます。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 事務局 | <p>説明が足りず申し訳ございません。県で算定する際、所得割と均等割を、できるだけ50対50にしましょうという考えがあり、埼玉県では53対47ではありますが、医療分で100万円集めるという際、所得割で50万円を集めるには、各市町村の所得で割ると何%必要なのか、均等割についても50万円集めるには、人数で割ると1人あたりいくらになるのかという計算の流れで医療分、支援金分、介護分それぞれ必要な額を所得割と均等割で金額を割り振ることが計算の原則になっていると考えております。</p> |
| 委員 | <p>資料2-2の埼玉県国民健康保険運営方針が令和8年度までに赤字解消のために令和6年度、令和7年度、令和8年度と4期に分けて川越市では、6,000円くらい上げていき4年間で約24,000円となります。ここで忘れてはならないことは、小学校1年生から約24,000円の新たな負担増となり、子どもが3人いれば約75,000円が4年後に負担増となります。</p> <p>被用者保険では、均等割の考えがないが、国民健康保険の均等割の制度はあまりにひどい制度です。国保連合会では、いろいろと要望されていると思うが、この解消がみられないのに、毎年3億3千万円の赤字解消をしていくというのは、不条理です。全国市長会、知事会でも求めているところでしょうか、赤字解消のためとはいえ、あまりにひどい制度ではないかと思えます。未就学児の5割減額も問題だと思うが、これらの問題が解消される前に、赤字解消していくと言われても苦しいだけだと思うがどのようにお考えでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>実際に、昨年度から未就学児の均等割の5割減額が始まっていますが、市町村独自で財源を確保することは難しく、全国市長会、知事会等を通して国に要望し、成立した制度と理解しております。おっしゃるとおり、小学生以上がいる世帯に対して、市で独自に補うと赤字が増えるというジレンマに陥ってしまうところがあります。引き続き、市といたしましては、未就学児までの5割軽減の拡充として、年齢の拡充や軽減割合の拡充を引き続き国や県に求めているところでございます。国からの財政支援がないと市単独ではそういった施策を打ちにくい苦しい現状がございます。</p> |
| 委員 | <p>第3子がいるような多子世帯の分は、均等割の支援をするといったことも政策的に実施している自治体もありますので、国がやらないから待っていますではなく、どの部分が川越市では応援できるのかとい</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 事務局 | <p>う視点も必要と思います。少子化といわれているが、国民健康保険においては逆行していると思います。正確な数字は思い出せないが、十数自治体は、均等割の支援を行っているので、そのことも示しながら議論していただきたいところで、その資料もぜひお願いしたいです。</p> <p>資料 2-3 の所得割と均等割の割合を国は、5 対 5 といいますが、川越市は 7 対 3 くらいで、これを 5 対 5 にするという事は、家族の多い世帯ほど負担を重くしていくということではないでしょうか。</p> <p>国では 5 対 5 という方針があったものの今では、正式には示されてはいないところで、県のはっきりした基準があるのかあらためて確認させていただくことでよろしいでしょうか。所得の状況などを反映させた場合、埼玉県では 53 対 47 になると説明を受けていますが、その考え方を確認させていただきたいと思います。申し訳ございません。</p> |
| 委員 | <p>考え方は、確認いただくとして、所得割と均等割の割合は、県の示す 53 対 47 の割合は、川越市の現状に比べ、かなり均等割が大きいと思います。本来の保険税が所得に応じての負担との考えがあるなら、均等割を大きくする考え方を持ち込んでほしくないと思いますが、今後の考え方をお伺いした上で私も勉強していきたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>毎年 3 億 3 千万円の赤字を解消していくのならば、それに基づいた数字、資料が必要になってくると思います。未就学児の 5 割軽減に係る他市の状況を、わかる範囲で作っていただければと思います。</p> |
| 委員 | <p>委員さんのおっしゃるとおり、国民健康保険の加入者に低所得者が多く、大変であることは重々承知であります。被用者保険の立場からお話しすると最低賃金で働いて保険料を払っている人もいて、軽減措置は何もないところもあります。制度間の違いがあって国保は、7 割・5 割・2 割の軽減があります。平均でいうのではなく、軽減されている部分もありますので、そこも勘案していただかないと被用者保険はなんでもないとなりますので、ミスリードしないよう資料を作ってくださいと思います。</p> <p>次に、川越市の税率等が県内の平均のちょっと下ぐらいとの説明を受けています。資料 1-2 の裏面にあるように埼玉県の中ではこの位置にありますが、中核市である川越市としては、資料 2-5 の真ん中にある他の中核市と比べると非常に低い数字の位置です。資料 1-2 では、埼玉県では、半数以上が一般会計から繰入れしているが、図の下に「決算補填目的の法定外繰入を行っている団体は 237 市町村で、全 1,724</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| | <p>市町村の約 13.7%です。」とあり、日本全体では、237 市町村しか繰入していないこととなります。一方で、埼玉県では、半分以上が繰入れしており、埼玉県内を比較の対象として川越市の施策を組み立てるのはいかがなものでしょうか。最終的に日本全体で統一された時に、埼玉県全体で遅れて、埼玉県の全市町村が一時的に大きな負担を強いられることになりかねないことも加味し、委員の皆様には、現段階、来年度のことではなく、将来のことも念頭に置いて議論いただきたいという意見となります。</p> <p>3 つ目資料 2-3 の②ですが、「課税限度額については、「埼玉県国民健康保険運営方針（第 2 期）」に基づき、令和 5 年度の法定限度額と同額にする。」とありますが、埼玉県の運営方針では、令和 6 年度限度額のことですので、1 年前の令和 5 年度の法定限度額にしないとは、書いてございません。表現が若干あいまいで埼玉県では 20 数市町村しか同じ年に専決により変更していません。令和 6 年度からの埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）では明確に表記するようになっています。②の表記は正しい表記ではなく、もし令和 5 年度の法定限度額にするなら、運営方針に基づきではなく、従来から川越市で実施している通りとするか、あるいは、運営方針に基づくのであれば、年度末に実施されるこの法定限度額に基づいて決定することを議会で上程し、その方針を認めていただき、専決を行うことも可能かと考えます。</p> |
| 事務局 | <p>ご指摘のとおり、「埼玉県国民健康保険運営方針（第 2 期）」に基づきですとあいまいな表記となりますので、もう一度、事務局で再考してまいりたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>赤字解消・削減計画の改定の中で令和 6 年度から 3 年間に 3 億 3 千万円ずつ赤字解消・削減するとのことで、課税限度額の改定と保険税率の改定の内容が示されております。今年改定するものが、3 億 3 千万円だとどまるのか、また翌年度、翌々年度にも改定されるなら、どのような、想定がされるのか将来的な数字もある程度検討いただき、改定を均等に行っていくのかなど、お示しいただければ議論もしやすいのかと思いますので、次回以降の資料でお願いできればと思います。</p> |
| 会長 | <p>均等に行っていくのかなど基本的な方針のことですので、ご答弁いただければと思います。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 事務局 | <p>現在、10億円に近い9.9億円の赤字を前提にしますと、3億3千万円を3年間均等に実施していくことが、理解を得られやすいことから、できるだけ均等に実施したいと考えています。本来であれば県が、向う3年4年の納付金額を示してくれる予定もあるが、まだ示されておらず、いくら必要だから皆様に負担いただく保険税はいくらになるかが算出のスタートになるが、まだここに不確定要素があることが事実です。現状で考えると約10億円足りないことをスタートで考えて、場合によると差が開いてきたときには考え直さなければならないところもあるとは思いますが、均等にやっていきたいと今は、考えているところです。</p> |
| 事務局 | <p>(3) その他 令和5年度の国民健康保険運営協議会のスケジュールについて ○事務局より説明 ○質疑（なし） ○第2回川越市国民健康保険運営協議会開催通知配布</p> |
| 副会長 | <p>7 閉 会 ○副会長から挨拶</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--------------|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| | |

上記議事録の正当なることを証し、ここに署名する。

委員

委員
